

報告第3号

専決処分について報告の件（その3）

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、損害賠償の額を次のとおり専決処分したので報告するものであります。

平成30年5月1日提出

芽室町長 宮 西 義 憲

専 決 処 分 書

損害賠償の額の決定

町は、損害賠償の額を次のとおり決定する。

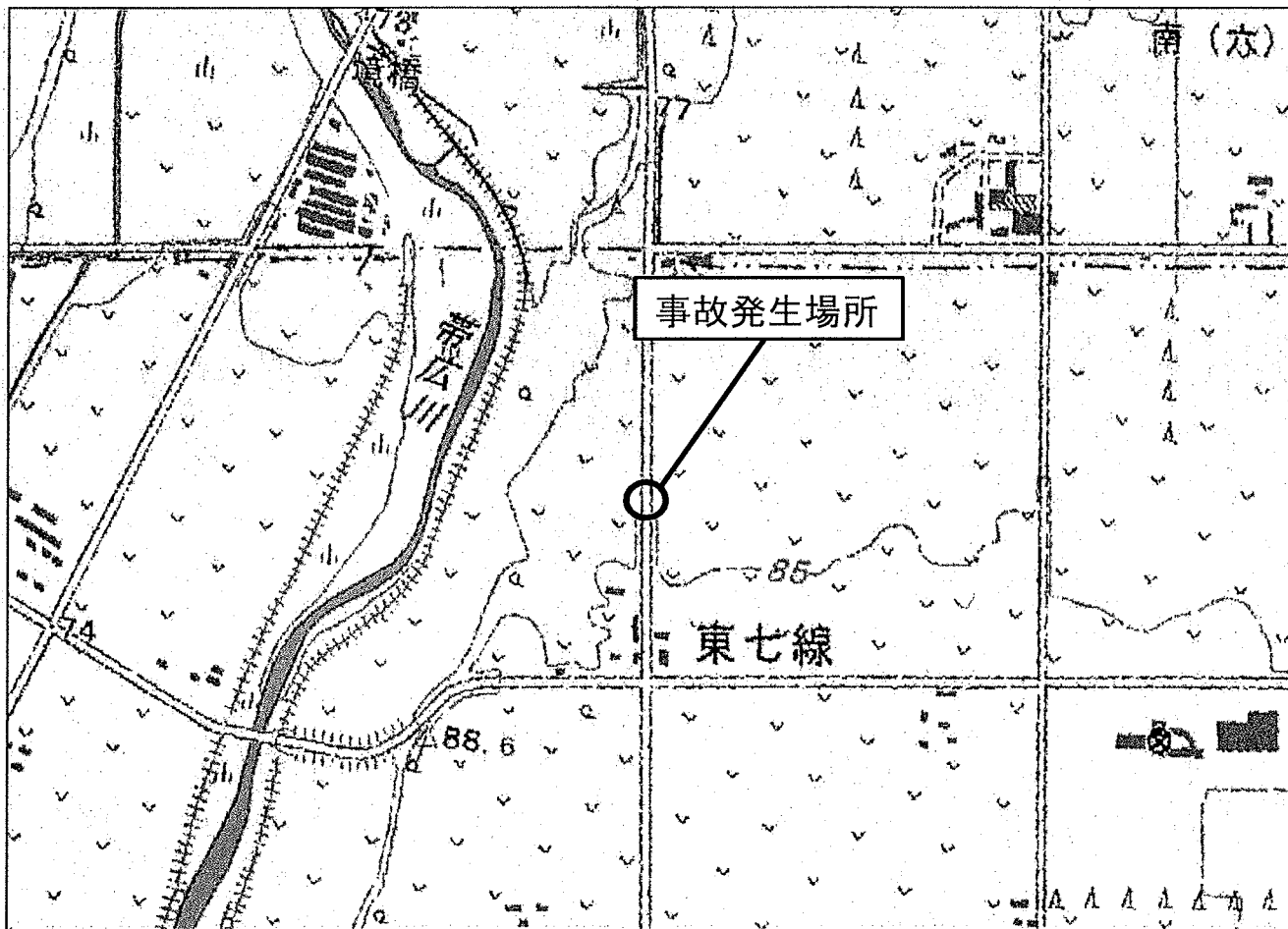
- 1 損害賠償の額 228,677円
- 2 損害賠償の相手方 帯広市西5条南7丁目2番地1
北海道電力株式会社
執行役員送配電カンパニー
帯広支店長 加藤 正浩

平成30年4月5日 専決処分

説 明

平成30年1月30日午後2時10分頃、町道下北伏古線の歩道を北から南に除雪作業中、除雪車両汎用プラウが電柱に接触し、破損させたものであります。

位置図



事故発生状況図

